

「栄養士免許」

① 栄養士免許の取得に必要な履修科目と単位数

食物栄養学科は、栄養士法に定める栄養士養成施設として厚生労働大臣の認可を受けている。従って栄養士法施行規則に定める科目を履修できるように栄養士養成の教育課程を作成している。

栄養士免許を取得するには、食物栄養学科の教育課程の中で『栄』と注記してある科目すべてを履修し、単位を取得しなければならない。

② 校外実習の履修(2年次)について

※「校外実習（給食の運営Ⅰ）」は栄養士免許必修科目、「校外実習（給食の運営Ⅱ）」は選択科目である。

- I. 授業への出席状況ならびに成績が良好であること。
- II. 1年次における栄養士必修科目（『栄』指定）の単位をすべて取得していること。
- III. 「給食管理実習Ⅱ」（2年前期）および「校外実習事前・事後指導」を履修していること。
- IV. 校外実習は、病院・学校・福祉施設・事業所のうちから1～2ヵ所で原則、夏期休業中に実施する。
- V. 実習は厚生労働省の認可施設で行う必要があるため、学生個々の希望選択には応じられない。
- VI. 校外実習開始前に実習についての説明会に出席し、施設訪問を行う。
- VII. 2年次前期までの授業の取組み・態度等や、関連科目の履修状況などにより、実習生としてふさわしくない
と本学が判断した場合には校外実習を認めないことがある。

③ 免許証の申請について

- I. 金沢市内在住者は石川県健康福祉部健康推進課へ申請する。
- II. 金沢市以外の石川県内在住者は、住所地を管轄する保健福祉センター等へ申請する。
- III. 県外在住者は住所地を管轄する保健福祉センター（保健所）等（各県で名称が異なる）へ申請する。